

第1章 大牟田市の保健福祉事業の概要

第1節 健康福祉総合計画

<目的・事業内容>

本市ではこれまで、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康増進計画」「食育推進計画」「自殺対策計画」を策定し、様々な施策を推進してきた。これらの取組みにより、市民の健康寿命が伸びるとともに、地域包括ケアシステムの構築が進んでいるが、一方で、地域において支援を必要とする人や世帯の抱える課題は複数分野にまたがるなど、対象者別・機能別に整備された公的支援では対応が難しくなっている状況もある。

このような中、本市で暮らす全ての人が、身体的・精神的・社会的に満たされ、より豊かに暮らすことができるようにするために、これまで障害や高齢、健康、食育等の分野別に進めてきた施策を見直し、分野を横断した総合的な取組みやライフステージに応じた取組みを一体的に推進することを目的として、本市における健康福祉分野の各種計画を統合し、令和3年2月に大牟田市健康福祉総合計画を策定した。

健康福祉総合計画では、基本理念である「誰もが安心して健やかに暮らしながら、持てる力を生かし、社会的に孤立することなく参加できる社会を実現する」を掲げ、「人が真ん中のまちづくり」を推進する。基本目標を「一人ひとりが尊重され、安心して相談できる社会」「健康的で、住み慣れた地域で暮らし続けられる社会」「誰もが多様なきっかけや、つながりで参加できる社会」「新たな担い手が生まれる持続可能な社会」の4つとし、基本目標ごとに2つから4つの施策を掲げている。計画期間は令和3年度から令和8年度までである。当計画の策定及び進捗状況の調査審議のため、大牟田市健康福祉推進会議を設置する。

<実績>

大牟田市健康福祉推進会議

開催日	議題
令和2年6月26日(金)	・「大牟田市健康福祉総合計画」の策定について
令和2年10月2日(金)	・「大牟田市健康福祉総合計画」素案について
令和2年11月9日(月)	・「大牟田市健康福祉総合計画」素案について ・パブリックコメントの実施について(報告)
令和3年1月25日(月)	・市民意見募集(パブリックコメント)の結果と対応について ・別冊(障害福祉編、介護保険編)について

第2節 地域福祉

1 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉計画の推進

根拠法令等	社会福祉法第4条、第107条	負担割合	市10/10
-------	----------------	------	--------

<目的・事業内容>

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、全ての人が、その人らしい心豊かな人生を送ることができるよう、地域住民同士や各種機関の協働により、助け合い支え合うまちづくりを目指すことである。

令和3年度から「地域福祉計画」を含む健康福祉分野の各種計画を統合し、「大牟田市健康福祉総合計画」を策定した。

① 第3次大牟田市地域福祉計画の推進

基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり(人が真ん中の

まちづくり)」の実現のため、基本目標を「つながりを育む人づくり」「みんなで支え合う地域づくり」「生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり」の3つとし、基本目標ごとに2つの施策を掲げ、その施策ごとに重点的な取組み項目を定め、地域福祉を推進した。今後は「大牟田市健康福祉総合計画」の中で、地域福祉の推進に努めていく。

② 大牟田市地域福祉大会

大牟田市地域福祉大会は、日頃から地域福祉活動に尽力している功労者を称えることや、地域福祉の実践者が共に学び合う場とすること、さらには参加した住民が広く「支え合い」の意識を持つ機会にすることを目的として、それまで市社会福祉協議会が行っていた「ふれあい福祉まつり」を発展させる形で、平成21年度から開催されているものである。(平成22年度からは、市と市社会福祉協議会の共催形式で実施。)

令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のため、開催中止となった。

(2) 災害時要配慮者支援制度

根拠法令等	災害対策基本法第49条の10～第49条の13	負担割合	市 10/10
-------	------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

災害発生時に、要配慮者への情報伝達や安否確認を速やかに行うための支援体制構築に向け、「災害時要配慮者名簿」を整備している。また、地域や関係機関で名簿情報を共有し、日頃から要配慮者の状況把握に努めることで、災害時の要配慮者に係る人的被害の軽減を図る。

「災害時要配慮者名簿」は、これまで活用していた「避難行動要支援者名簿」と「災害時等要援護者名簿(ご近所支え合いネット)」を平成29年9月1日に一本化して整備を進めている。また、校区まちづくり協議会などと名簿提供に関する協定を結び、まち全体での支援体制構築も進めている。そのほか、令和4年2月に筑後地域消防通信指令事務協議会と情報共有に関する協定を締結し、市が提供した要配慮者情報を筑後地域消防指令センターの消防緊急通信指令システムへ登録し、市消防本部が災害時等に活用することとしている。

<実績>

	要配慮者数	要支援者数	協定を締結した校区数
令和3年度末	1,290	1,147 (※)	7

※平常時から関係者との情報共有に同意した者

(3) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

根拠法令等	社会福祉法第106条の3	負担割合	国 3/4 市 1/4
-------	--------------	------	-------------

<目的・事業内容>

福祉ニーズの多様化、複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題、及び世帯の中に課題を抱える対象者が複数いるような場合に、その課題の一体的な解決を図る観点から、相談支援包括化推進員を配置することで、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な相談支援体制及び支援システムを構築するとともに、高齢者ボランティア等と協働し、地域に必要とされる社会資源の創出を行う。

<実績>

個別ケースの相談件数：61件

(4) 地域力強化推進事業

根拠法令等	社会福祉法第106条の3	負担割合	国 3/4 市 1/4
-------	--------------	------	-------------

<目的・事業内容>

平成30年8月より、住民に身近な圏域（小学校区）において地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる体制づくりを支援することを目的に、地域力強化推進事業を実施している。

市内6ヶ所の地域包括支援センターに「地域共創サポーター」を配置し、地域住民との相談を通じた地域生活課題の把握や、ネットワークの構築を行うことで、本人本位の暮らしを実現する地域の支え合いの基盤をつくっていく。

<実績>

令和3年度は、地域住民の様々な相談を通じて地域課題を受け止め、地域住民のニーズを把握し、生活支援コーディネーターと連携して地域の社会資源の開発及びマッチングに向けた働きかけを行った。

(5)生活困窮者自立相談支援事業

根拠法令等	①生活困窮者自立支援法第5条	負担割合	国 3/4 市 1/4
	②生活困窮者自立支援法第6条	負担割合	国 3/4 市 1/4
	③生活困窮者自立支援法第7条	負担割合	国 2/3 市 1/3
	④生活困窮者自立支援法第7条	負担割合	国 2/3 市 1/3
	⑤生活困窮者自立支援法第7条	負担割合	国 1/2 市 1/2
	⑥生活困窮者自立支援法第7条	負担割合	国 2/3 市 1/3
	⑦生活困窮者自立支援法第7条	負担割合	国 10/10
	⑧生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金国庫負担（補助）交付要綱、生活困窮者自立支援法第7条	負担割合	国 10/10 （※）

※特定非常災害の指定を受けた場合、発災年度を含めた3年間は10/10、4年目から5年目は3/4、6年目以降は1/2を国が補助するもの。ただし、補助対象期間は、支援対象者である仮設住宅入居者が全員退去した日が含まれる年度まで。

<目的・事業内容>

① 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行うとともに、支援計画の作成、就労訓練事業の利用あっせん等の支援を一体的に行う。

② 住居確保給付金の支給

離職等により住宅を失った者又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう、有期で家賃相当額を支給する。令和2年度から新型コロナウイルス感染拡大による支給要件見直しに伴い、休業等による収入減も対象となっている。

③ 就労準備支援事業

直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対し就労に向けた動機付けや基礎能力の形成からの支援を行う。

④ 一時生活支援事業

住居を持たない生活困窮者に対して、個々の状況に応じて生活困窮者自立相談支援事業と連携しながら自立に向けた準備を行う間、一時的に居住場所等を確保する。

⑤ 学習支援事業

生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む。）の子どもに対して、学習の援助等の支援を行う。

⑥ 家計相談事業

相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出す。

⑦ アウトリーチ支援強化事業

アウトリーチ支援員による訪問活動や研修会等を通して、主に引きこもりの人やその家族への支援強化を図る。

⑧ 被災者見守り・相談支援事業

令和2年7月豪雨災害における被災者に対し、生活支援相談員による見守り・巡回訪問等を通じて、支援ニーズの把握・掘り起しを行い、個別の状態や支援ニーズに応じて各種支援機関や専門職等と連携し、被災者の生活再建を総合的に支援することを目的とし、令和2年11月に大牟田市地域支え合いセンターを設置し、その運営を大牟田市社会福祉協議会へ委託している。

<実績>

事業名 \ 年度	R1	R2	R3
自立相談支援相談件数	376	1,261	645
住居確保給付金支給件数	4	(※1) 139	(※1) 37
就労準備支援相談者数	40	44	36
学習支援受講者数	54	54	47
一時生活支援事業	-	19	18
家計再生プラン作成件数	52	75	41
アウトリーチによる個別ケース対応件数	-	5	17
地域支え合いセンター戸別訪問件数	-	2,345	6,251

※1：延長、再延長、再々延長含む

2 社会福祉協議会

(1) 社会福祉協議会への支援

根拠法令等	大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 大牟田市社会福祉協議会事業費補助金交付要綱	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

<目的・事業内容>

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている大牟田市社会福祉協議会の円滑な運営に資するため、同会が行う地域福祉事業等に係る費用の一部を助成するとともに、校区社会福祉協議会の活動支援に連携して取り組むなど、地域福祉の推進を図る。

<実績>

項目	金額 (円)
社会福祉協議会運営費補助	24,763,000

(2)生活支援体制整備事業

根拠法令等	大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 大牟田市社会福祉協議会生活支援体制整備事業費 補助金交付要綱	負担割合	国 39/100 県19.5/100 市 19.5/100 保険料 22/100
-------	---	------	--

<目的・事業内容>

大牟田市社会福祉協議会が中心となって、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び社会参加の推進を一体的に図る。

<実績>

項目	金額 (円)
大牟田市社会福祉協議会生活支援体制整備事業費補助	22,522,000

3 民生委員・児童委員

(1)民生委員・児童委員の活動

根拠法令等	民生委員法、民生委員法施行令 児童福祉法第16条～第18条の3	負担割合	市 1/2 県 1/2 程度
-------	------------------------------------	------	----------------

<目的・事業内容>

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持ち、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。

それぞれの担当区域において、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図る活動等を行っている。

民生委員は、大牟田市民生委員推薦会が推薦した者を、福岡県知事が社会福祉審議会の意見を聴き推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、児童福祉法第16条第2項の規定に基づいて児童委員を兼務している。

また、民生委員・児童委員の適格要件に該当する者で、児童福祉に関する理解と熱意を有するなどの要件を満たす者の中から、主任児童委員が指名される。主任児童委員は、担当区域を持たず、児童相談所・学校等の児童福祉関係機関との連絡を密にするとともに、区域を担当する民生委員・児童委員と一体となった活動を展開している。

民生委員・児童委員の任期 令和元年12月1日～令和4年11月30日（3年間）

民生委員・児童委員の定数 295人〔<内> 主任児童委員 38人〕

市では、民生委員・児童委員の連絡・調整を図り、人格・識見の向上とその職務を行う上で必要な知識及び技術を習得することを目的に組織されている大牟田市民生委員・児童委員協議会の活動を全般的に支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図っている。

<実績>

民生委員・児童委員の活動状況

区 分		民生委員・ 児童委員	主任児童委 員
内容別相談・支援件数	在宅福祉	304	0
	介護保険	240	0
	健康・保健医療	544	0
	子育て・母子保健	186	50

	子どもの地域生活	713	106
	子どもの教育・学校生活	582	202
	生活費	412	0
	年金・保険	94	0
	仕事	140	0
	家族関係	340	0
	住居	290	0
	生活環境	942	0
	日常的な支援	3,602	12
	その他	3,345	43
	計	11,734	413
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	7,277	21
	障害者に関すること	646	1
	子どもに関すること	1,615	364
	その他	2,196	27
	計	11,734	413
その他の活動件数	調査・実態把握	4,251	26
	行事・事業・会議への参加・協力	5,441	473
	地域福祉活動・自主活動	26,564	2,541
	民児協運営・研修	10,030	1,433
	証明事務	453	20
	要保護児童の発見の通告・仲介	22	8
訪問回数	訪問・連絡活動	54,947	1,199
	その他	27,855	187
連絡調整回数	委員相互	40,124	9,483
	その他の関係機関	14,088	701
活 動 日 数		52,335	6,252

(2) 民生委員推薦会

根拠法令等	民生委員法、民生委員法施行令	負担割合	市 10/10
-------	----------------	------	---------

<目的・事業内容>

民生委員推薦会の委員は、民生委員法第8条に基づき、本市の実情に通じるもののうちから市長が委嘱する。

民生委員推薦会は、市議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者について民生委員として推薦する。

なお、推薦を円滑にするため、校区ごとに民生委員推薦準備会を設置し、地域から選出した適任者を推薦会へ推薦している。

民生委員推薦会委員の人数 12人

民生委員推薦会委員の任期 令和元年10月11日～令和4年10月10日（3年間）

<実績>

審議対象者	会議回数	候補者推薦数（うち、主任児童委員）	退任者数
任期中の民生委員	4	7（2）	8

4 社会福祉法人

(1)社会福祉法人

根拠法令等	社会福祉法	負担割合	—
-------	-------	------	---

<目的・事業内容>

社会福祉法人のうち、主たる事務所が本市の区域内にあり、その行う事業が本市の区域を越えない社会福祉法人は、大牟田市が所轄庁となり、当該要件を満たす法人の設立や定款変更等は、本市の認可を要する。また、当該法人の指導監査についても、本市が実施する。

社会福祉法人は極めて公共性の高い組織であり、健全かつ公正な運営が強く求められるとともに、社会福祉を推進する中核的な組織として、多様な福祉ニーズを充足する役割が期待されている。そのため、本市における指導監査の方針は、法人の運営管理や公的資金の取扱い等が法令等を遵守しているか、並びに社会福祉法人としての責務を全うしているかについて、実地において確認する。

<実績>

令和3年度指導監査実施状況

大牟田市が 所管する法人数	24法人	令和3年度 指導監査実施法人数	8法人
------------------	------	--------------------	-----

指導結果

指導区分	文書指摘	口頭指摘	助言
全件数	2件	44件	7件

上記指導事項 に係る法人数	2法人	8法人	6法人
------------------	-----	-----	-----

5 大牟田市福祉振興基金

(1)大牟田市福祉振興基金

根拠法令等	大牟田市福祉振興基金条例	負担割合	—
-------	--------------	------	---

<目的・事業内容>

本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、安全で住みよい生活環境の形成等の事業を推進し、もって福祉の向上充実に資するため、平成2年3月9日に設置された。

<実績>

運営状況

(単位：千円)

令和2年度末現在高	令和3年度中増減額		令和3年度末現在高
	積立金	取り崩し額	
288,585	0	4,095	284,490